

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

当院指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 小磯診療所
所在地	神奈川県横須賀市鴨居 2-80-9
代表者名	理事長 磯崎 哲男
電話番号	046-842-9571
ホームページ	https://koiso-clinic.or.jp/

2. 事業所概要

利用事業所の名称	逗葉小磯診療所
指定事業所番号	1412510220
所在地	神奈川県逗子市逗子 2-5-2 1階
責任者	鈴木 理央
電話番号	046-872-6500
サービス提供地域	逗子市、葉山市、横須賀市の一部地域

3. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護状態又は、要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
運営方針	居宅療養管理指導等の実地にあたっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4.事業所の職員体制

医師 1人以上(常勤)

看護師 1名以上(常勤)

事務 1名以上(常勤)

5.実施時間

実施日	月、火、水、金曜日
実施時間	午前9時～午後4時

※通常の場合、訪問診療や往診時に行います。

6.サービスの内容

医師は居宅を訪問し医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等の必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

7.利用料

〈介護保険の利用料〉

(Ⅱ) 在宅時(特定施設入居時等) 医学総合管理料を算定した患者

利用者負担額	1割負担		2割負担		3割負担	
	月1回	月2回	月1回	月2回	月1回	月2回
単一建物居住者 1人の場合	299円	598円	598円	1196円	897円	1794円
単一建物居住者 2～9人の場合	287円	574円	574円	1,148円	861円	1,722円
単一建物居住者 10人以上の場合	260円	520円	520円	1040円	780円	1560円

〈その他の費用〉

訪問診療や往診、それに伴う治療の費用は医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が別途かかります。

8.支払方法

振込払い・窓口支払いに対応しています。医療保険の一部負担金とともに、利用月の翌月15日ごろに請求書を郵送します。

9.苦情相談窓口

受付時間	月～金曜日 9時～18時
電話番号	046-872-6500
住所	神奈川県逗子市逗子2-5-2 1階

10.虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

〈虐待防止に関する責任者〉院長 鈴木 理央

11.秘密保持について

居宅療養管理指導等を実施するにあたって知りえた情報は漏らしません。ただし、療養上必要となる場合は連携医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者等に、要介護者の情報を提供いたします。

12.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13.身分証携行義務

指定居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. サービス提供の記録

サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録します。またその記録は完結の日から5年間保存します。また、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15. その他運営に関する重要事項

従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は逗葉小磯診療所が定める。